



鳥取県公報

平成16年10月13日(水)
号外第143号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決(73) 1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第73号

平成16年8月11日付けで鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1344番地4岸本眞一郎から提起された同年6月20日執行の智頭町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査申立てについて、同年10月13日付けで次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

平成16年10月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

裁 決 書

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1344番地4

審査申立人 岸本 眞一郎

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、平成16年8月11日付けで提起された同年6月20日執行の智頭町議会議員補欠選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して智頭町選挙管理委員会が平成16年7月28日付けで行った申立人の当選を無効とする決定は、これを取り消す。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、本件選挙における最下位当選人であり、岡田和彦が平成16年6月30日付けで行った本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、智頭町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が、同年7月28日付けで行った申立人の当選を無効とする旨の決定を取り消すとの裁決を求め、本件審査の申立てをしたものである。

申立人は、町委員会が本件選挙の投票中「オカラ」と記載された投票を岡田和彦への有効投票と判断したのは

誤りであり、無効投票と見るべきであるから、得票数は選挙会で決定されたとおり、岡田和彦843票、岸本眞一郎844票であると主張する。

申立て理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 平成16年6月20日に開催された本件選挙の選挙会において、「オカラ」と記載された投票は無効投票と決定され、立会者全員が確認し、納得していた。
- 2 普通教育が広く普及し定着した現代社会の成人が、「オカダ」を「オカラ」と書き間違えることは、まずあり得ない。書き間違いでなく、豆腐殻である「おから」という食品名を書いたと判断するのが相当であり、選挙における投票の意義を無視した不真面目な投票記載と考えられる点に鑑みても「オカラ」と記載の投票は無効というべきである。少なくともこのような記載の投票は、岡田和彦を名指ししたのが極めて紛らわしい投票であるから、得票数検認の適正処理及び投票の候補者名記載の明認性の見地からも、無効投票と見るのが相当である。
- 3 岸本眞一郎は、農業を営み、牛120頭を飼育しているものであって、日常勤務先である有限会社レックスの豆腐工場からの副産物である「おから」を多量に貰い受け、牛に飼料として与える仕事をしていることは、地元智頭町民なら誰でも承知している実情に照らして、「オカラ」は岸本眞一郎を名指ししているものと解されこそすれ、「おから」という食品とは職・工作上無関係な岡田和彦を指したものと到底考えられない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立ての要件について審査した結果、適法なものと認められたのでこれを受理し、町委員会にこの審査申立てに対する弁明書の提出を求め、これを徴するとともに、申立人から町委員会の弁明書に対する反論書の提出を受け、慎重に審理した。

さらに、当委員会は、町委員会に対し本件選挙の選挙録その他の関係書類の提出を求め、これらを調査するとともに、平成16年9月17日職権により町委員会が保管する本件選挙に係る全投票について提出を求め、本件選挙の選挙長及び選挙立会人の立会いのもと、その^こ梱包及び封印に異常がないことを確認した後、全投票の開披点検を行った。

- 1 その結果、次の事実が認められた。

- (1) 平成16年6月20日本件選挙が執行され、申立人は本件選挙の候補者であった。

本件選挙の選挙会においては、申立人の得票数が844票、候補者岡田和彦の得票数が843票であるとして、申立人を最下位当選人として決定した。

- (2) 候補者岡田和彦は、法定期限内に町委員会に対して当選の効力に関する異議の申出をし、町委員会は平成16年7月28日付けでこの異議の申出の一部を認容し、申立人の当選を無効とする旨の決定をした。

- (3) 全投票数は、6,119票であり、7名の候補者ごとの得票数、無効投票の投票数については、いずれも選挙録の記載と一致していた。また、無効投票の中に、町委員会が有効と決定した1票（「オカラ」と記載された投票。）が存在した。

なお、選挙録の記載中、有効投票の総数を「5,903票」と記載すべきところ「5902.999票」と誤った記載をしていること、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第95条に規定する得票数「81.986票」を記載していないことが認められた。

- (4) 投票の内容について検討を要するものとしては、別表に示すとおり、申立人の主張に係るもの1票のほか、当委員会が本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれのあると認めるもの3票、計4票が存在した。その内容は次のアからエまでに示すとおりであり、これら以外には、本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれのある投票は認められなかった。

殊に、「オカラ」と記載された投票はこの1票のみが存在すること、全投票中に候補者のいずれかと豆腐殻である「おから」を関連付ける記載のなされた投票が存在しないことが認められた。

ア 無効投票中にあった「オカラ」と記載された投票1票（申立人の主張に係るもの）

- イ 候補者岡田和彦の得票中にあった「岡田ますみ」(「ま」の字は「お」とも判読可能)と記載された投票 1票(当委員会が本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの)
- ウ 候補者岡田和彦の得票中にあった「岡田かつ美」(「か」の字は3画目が欠落)と記載された投票 1票(当委員会が本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの)
- エ 候補者岡田和彦の得票中にあった「岡田がずみ」と記載された投票 1票(当委員会が本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの)
- 2 当委員会では、投票の効力を決定するに当たっては、次の法令及び判決に示された考え方を参考とした。
- (1) 法第67条後段の「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」との規定
- (2) 候補者制度をとる現行の公職選挙法のもとにおいては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票を記載したと推定すべきであり、また法第67条後段及び法第68条の2の規定の趣旨に徴すれば、選挙人は真摯に選挙権を行使しようという意思、すなわち適法有効な投票をしようとする意思で投票を記載したと推定すべきである。したがって、多数の選挙人の中には故意あるいは無知から候補者以外の者の氏名等を記載する者もないとは言えないという理由で、選挙人が真摯でない態度で投票したのではないかと推測して、その投票の効力を否定するようなことは許されるべきではない。もっとも、この投票を有効とする推定にも合理的な限界があり、例えば、投票の記載によっては必ずしも投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との間に若干の類似性があるからといって、これを手がかりとしてたやすく右候補の有効投票と解することは許されないというべきである。(最高裁昭和51年6月30日判決)
- (3) 法第67条が、投票の効力を決定するに当たっては、法第68条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。(最高裁昭和36年9月14日判決)
- 3 このような観点から、1(4)に摘示した4票の投票について、当委員会は次のように判断した。
- (1) 「オカラ」と記載された投票 1票
- この投票の記載は、豆腐殻である「おから」の片仮名表記と一致する。
- そもそも、「おから」とは、「おから(御殻)。豆腐を作る際、豆乳を搾り取った残りかす。食用・飼料とする。卯の花。雪花菜。豆腐殻。」(三省堂大辞林)のことを指すが、上記判決に示された考え方に照らし合わせると、単にこの投票の記載が豆腐殻である「おから」の片仮名表記と一致することのみをもって、この投票を豆腐殻である「おから」が記載されたものと認めることはできない。
- さらに、仮に豆腐殻である「おから」と職業上の関係を有する者が候補者中に存在していたとしても、そのことのみをもって、選挙人がこの投票を当該関係を有する候補者に投票する意思をもって記載したという可能性を当委員会に疑わせることは、その合理的根拠を欠くものと言わざるを得ない(この点については、特に申立人の具体的、合理的な反論もない。)
- また、この投票は、候補者岡田和彦の氏の片仮名表記「オカダ」と「オカ」の2字までが一致し、第3字の「ラ」と「ダ」については、字形は異なるものの母音を同じくし、音感において近似している。さらに、本件選挙では、「オカラ」に類似する氏又は名を有する候補者は、候補者岡田和彦のほかには存在しないほか、候補者岡田和彦を除く候補者中、その氏又は名に「オカ」の文字又は音を有する者は存在しなかったことが認められる。
- しかしながら、「オカラ」と候補者岡田和彦の氏の片仮名表記である「オカダ」両者の全体としての呼び方と字形とを対比して考慮すれば、両者は必ずしもたやすく混同して呼ばれ、又は誤記されるものとは考えられず、この投票の記載自体からは、選挙人の候補者岡田和彦に投票する意思が明確に表現されているものと認め得ないことから、無効投票と認めるのが相当である。
- (2) 「岡田ますみ」(「ま」の字は「お」とも判読可能)と記載された投票 1票
- この投票は、氏については候補者岡田和彦と一致するものの、名については、僅かに「す」と「ず」の字

形が近似するのみであり、その字数、語順及び音感が異なることから、全体として候補者岡田和彦の氏名との類似性はない。

したがって、この投票は、何人かの氏名が記載されていることが認められるが、それがどの候補者であるかを確認できない投票であるので、無効投票と認めるのが相当である。

(3) 「岡田かつ美」(「か」の字は3画目が欠落)と記載された投票1票

この投票は、氏については候補者岡田和彦と一致する。また、名の「かつ美」は、通常、「かつみ」又は「かつよし」と音読されるが、「つ」は「づ」の濁点を振り損ねたものと考えられ、さらに、「づ」が「ず」と混同して使用され易いことを考え合わせると、候補者岡田和彦の氏名と「岡田かず」の部分まで通じており、語順や音感から全体として近似する。

したがって、この投票は、選挙人が候補者岡田和彦に投票する意思をもって、名のうち「かず彦」を「かつ美」と誤記したものと認めるのが相当である。

(4) 「岡田がずみ」と記載された投票1票

この投票は、氏については候補者岡田和彦と一致し、名の「がず」は「かず」の濁点を振り間違えたものと考えられることから、候補者岡田和彦の氏名と「岡田かず」の部分まで通じており、語順や音感から全体として近似する。

したがって、この投票は、選挙人が候補者岡田和彦に投票する意思をもって、名のうち「かず彦」を「がずみ」と誤記したものと認めるのが相当である。

以上の結果、候補者岡田和彦の得票は、町委員会が決定した844票から当委員会が無効と判断した投票2票を減じた842票となる。したがって、申立人の得票数(844票)は、候補者岡田和彦の得票数を2票上回ることとなるので、町委員会の決定を取り消す旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成16年10月13日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 須山修次

委員 中村碩男

委員 古賀裕子

委員 堀内幸子

別表

番号	ア	イ	ウ	エ
投票の記載内容	<p data-bbox="325 338 488 389">候補者氏名</p> <p data-bbox="373 405 440 707">オ カ ヲ</p>	<p data-bbox="584 338 746 389">候補者氏名</p> <p data-bbox="608 528 692 887">田 内 幸 夫</p>	<p data-bbox="842 338 1005 389">候補者氏名</p> <p data-bbox="874 398 959 712">田 内 幸 美</p>	<p data-bbox="1101 338 1264 389">候補者氏名</p> <p data-bbox="1125 439 1209 898">お か だ か み み</p>

